

# 所沢市元町コミュニティ広場使用許可条件

## 【全般事項】

- 1 所沢市元町コミュニティ広場条例及び所沢市元町コミュニティ広場条例規則並びにこの使用許可条件を遵守すること。 ※使用時間は、原則午前9時から午後9時までで、市が許可した時間帯となります。
- 2 行為に必要なテント、机、イス、電源（次頁『所沢市元町コミュニティ広場 使用電源の用意について』参照）、飲料水及びその他物品類は、申請者が用意すること。
- 3 近隣住民、公共施設利用者及び通行人に迷惑をかける行為又はそのおそれのある行為をしないこと。
- 4 広場内の施設、設備及び樹木を破損しないようにするとともに、破損したときは、速やかにこれを修理し、又はその破損を賠償すること。
- 5 資器材、販売用物品、展示品及び貴重品類等は、申請者の責任において管理すること。
- 6 来場者や通行人に対して危険を及ぼすおそれのある行為はしないこと。なお、開催中に発生した事故については、申請者の責任において処理すること。
- 7 広場内は、子どもの利用が想定される公共的な空間であり、受動喫煙防止のための配慮が必要なため、禁煙とする。また、集客が想定されるイベント等を実施する場合は、主催者責任において、広場での禁煙について周知を行う。
- 8 行為の終了後は、ゴミの後片付けに十分注意し、必ず持ち帰ること。
- 9 行為の終了後は、広場を使用前の状態に回復すること。
- 10 広場には、使用許可を受けた物品類以外の危険物は持ち込まないこと。

## 【テント・シート類を使用するとき】

- 1 突風などで飛ばされないよう必要な措置を講ずること。
- 2 テント類を使用して翌日も催事等を開催するときは、終了後から翌日の開催時まで無人となるため、テント脚部を折りたたむ等、突風などで飛ばされないよう措置を講ずること。

## 【看板類、横断幕、ポスター、チラシ類を掲示するとき】

- 1 看板類及び横断幕は、樹木に取り付けないこと。また、風で飛ばされないよう措置を講ずること。
- 2 公民館及び図書館分館の壁面や窓ガラスに、ポスター類やチラシ類を掲示しないこと。

## 【火気を使用するとき】

- 1 水バケツや消火器等の消火器材を用意すること。
- 2 火気の側に燃えやすいものを置かないこと。
- 3 翌日も引き続き催事等を開催するときは、ガスボンベや薪炭類等の危険物は、広場に放置せずに一旦持ち帰ること。

## 【放送機器、照明器具等を使用するとき】

- 1 近隣住民や公共施設の利用者に配慮した音量・照度とし、苦情が寄せられたときは速やかに対処すること。特に音量については、夜間は音量を下げるなど注意を払うこと。⇒音量に対する苦情は多数寄せられています。
- 2 ワイヤレスマイク使用の際は、以下の周波数を避けること（所沢まちづくりセンターの機器と干渉するため）。  
807.625MHz / 808.125MHz / 808.375MHz / 808.750MHz

## 【近隣への告知について】

- 1 イベントを行う場合は、近隣住民の生活に配慮し、近隣のマンション管理室等へ事前に連絡すること。
- 2 近隣へのチラシ・ポスター等の掲示については、掲示場所の所有者・管理者の許可のもとに行うこと。

## ○ 注意事項

- 1 模擬店等で食品を扱う場合は、衛生面に特に注意を払うこと。
- 2 官公署へ届出を必要とする場合は、申請者において届出をすること。
- 3 行為の終了後は、開催当日は午後9時30分までに、翌日は午前8時30分から午後9時30分までの間に、『広場使用報告書』を所沢まちづくりセンターへ必ず提出すること（分電盤の鍵を借用した場合は、併せて返却すること）。
- 4 使用許可を受けた時間内に、準備から片付けまでを行うこと。

## 所沢市元町コミュニティ広場 使用電源の用意について

所沢市元町コミュニティ広場の利用にあたり、電源を必要とする場合は、利用する方に電源をご用意いただきます。その方法としては、以下の①から③までがあります。使用する電源の容量や使用時間等を勘案し、適宜ご用意願います。

なお、所沢まちづくりセンター・所沢図書館所沢分館からの電源の貸出は行っておりませんので、ご承知おきください。

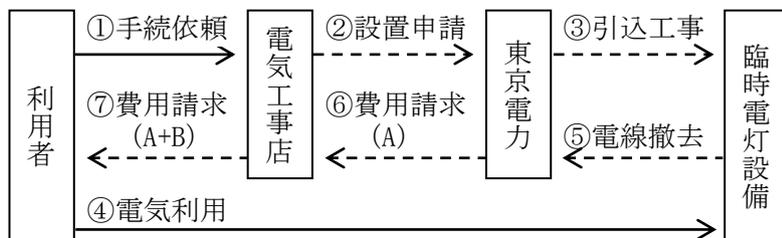
### ① 臨時電灯の使用

《概要》 イベント用に、利用する方と東京電力で臨時電灯契約を結びます。

臨時電灯引込用電柱設備（右図参照・分電盤 100V/20A×10口のコンセント設置）を取出口としてご利用いただけます。

※分電盤の鍵は、所沢まちづくりセンター（04-2926-9355）で貸し出します。

《申請の流れ》 ※ご利用日の14～10日前までには手続きください。



#### 《費用》

A. 東京電力への支払：引込工事費用+電気使用料

B. 電気工事店への支払：申請手数料

※A+B で概ね 2～3 万円。引込工事費用+電気使用料の金額・支払時期は電気工事店にご確認ください。

#### 《申請のお問合せ》

制度（臨時電灯契約）へのお問合せは：東京電力 志木支社 ☎048-218-3721

電気工事店の紹介は：住宅電気工事センター ☎04-2929-0673

### ② 発電機のお持込み

《概要》 ガソリンエンジン、ディーゼルエンジン等で発電する発電機を持込みいただく方法です。

出力は 600VA～4000VA 程度まで様々な規格のものが流通しています。

《調達方法》 購入又はレンタル（インターネット等で事業者をご確認ください。）

### ③ 電源内蔵型機器の使用

使用する電力が軽微である場合は、電源内蔵型の機器の使用が簡易です。

例) 拡声器 電池式ラジカセ バッテリー内臓アンプスピーカー アウトドア用バッテリー 等